

## 長勢前法務大臣私案

外国人労働者受入れに関する検討の指示について

19・5・15

- 1 11日に厚生労働省「研修・技能実習制度研究会中間報告」、14日に経済産業省「外国人研修・技能実習制度に関する研究会取りまとめ」が公表された。
- 2 外国人労働者の受入れを巡っては、「専門的・技術的分野」以外の分野については受け入れが認められていないことに不満があること、研修・技能実習制度の運用の実態に種々の批判があること、経済の国際化、人口減少社会の到来から内外の流入圧力が高まっていること、一方で外国人労働者の増大が治安や地域の負担の増大をもたらしていることなどから多くの議論がある。  
これまでも自民党外国人特別委員会、経団連などからも意見が出されているところであり、今回の両省の提言もそのひとつとして評価できるものであり、さらに議論が進められるものと思う。
- 3 昨年6月21日には副大臣PTにおいて「外国人労働者の受入れを巡る考え方の取りまとめ」が行われている。そこでは具体的な結論は示されていないが、問題の論点の整理が行われており、これからの議論はその論点をどのようにクリアできるかについて行われることが望ましいと考える。
- 4 外国人労働者受入れに関するいかなる制度も入国・在留制度、雇用管理制度の整備なしには円滑安定的な実施はできないものであり、受入れ制度はこれらの制度の整備に応じたものとして検討されるべきものである。  
現在政府において入国・在留管理体制の整備について21年度実施を目的に作業を進めており、法務省でも研究会を設置して具体的検討を行っている。厚生労働省の中間報告でも雇用管理の強化に多くの提言を行っている。これらを踏まえた受入れ制度の見直しの議論を進める時期に来ている。
- 5 私は初当選以来ずっとこの問題に取り組み、研修・技能実習制度の立案にも関与してきた。そういう立場から、近く、外国人労働者の受入れ問題についての私の個人的な考えを示して入管行政を担当する法務省で議論するよう指示したいと考えている。  
私の考えには法務省内でも異論が多いことと思うが自由で突っ込んだ議論を期待している。
- 6 私としては、次の視点に立った新たな外国人労働者受入れ制度を検討してみたいと考えている。
  - (1) 受入れの目的を現行の国際技能移転に限定せず、国内に必要な労働力確保に資するものに転換する。
  - (2) 受け入れ対象者、受入れ企業について、形式的な業種・職種、技能

能力などの区分は行わない。

- (3) 長期滞在、定住につながらないものとする。
- (4) 劣悪、低賃金での受け入れは認めない。
- (5) 受入数などわが国の労働市場に悪影響のないものとする。
- (6) 入国・在留管理のやりやすいものとし、入管などの事務負担が過大なものとならないものとする。

7 現時点で具体的な制度設計をしているわけではないが、上記視点を踏まえれば「専門的・技術的分野以外の分野」について次のような仕組み（短期外国人就労制度）とすることが検討の対象となると考えている。

- (1) 特定の要件を備えた受入れ団体の許可制度を設ける。
- (2) 受入れ団体にはその人的、資金的規模等により外国人受入れ枠を設定する。
- (3) 受入れ団体は受入れ枠の範囲内で外国人の就労希望者を募集し国内企業（一部の業種を除く）に紹介する。企業は紹介された外国人労働者と雇用契約を締結する。
- (4) 受入れ団体は雇用企業とともに外国人労働者の入国・在留管理、雇用管理について責任を負う。
- (5) 外国人の就労期間は3年とする。再就労は認めない。
- (6) 以上により技能実習制度は廃止する。研修制度は存置し見直しを行う。
- (7) 企業単独型の受入れ、日系人の受入れなどについては上記を踏まえさらに検討する。

10 わが国の将来にかかわる重要問題であるだけに検討には相当の時間を要すると思われるが、その議論の過程では各方面との意見交換を行うことになると思われるので、新たな外国人労働者受入れ制度の検討に資することとなるものと考えている。

法務省としての考え方を取りまとめることができるかどうかも予断を許さないが、いずれ、政府全体としての統一的な議論をする場を設ける必要があると考えている。